

監査報告書

学校法人 共立女子学園
理事会・評議員会 御中

私達監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 14 条第 2 項の定めに基づき、学校法人共立女子学園の平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告致します。

1. 監査方法の概要

私達監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか平成 30 年度の監査事項につき、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事及び教職員等並びに私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき監査を実施した監査法人から説明を受け、重要な書類等を閲覧いたし、監査いたしました。


2. 監査の結果

学校法人の業務又は財産に関しては不正の行為はなく、かつ法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和元年 5 月 24 日

学校法人 共立女子学園

監事 奥山 章 雄 

監事 杉江 和 男 